

法人設立総会報告

Report on the 1st General Assembly of JSPME Newly-Founded as a Corporation

株式会社ツムラ 茨城工場
Ibaraki Plant, TSUMURA & CO.

花村 聡
Satoshi HANAMURA



会場内風景

平成23年9月1日に設立登記を行なった一般社団法人製剤機械技術学会の記念すべき設立総会が10月13日、静岡県立大学講堂（静岡市駿河区）で開催されたので以下に報告する。

総会は、司会者の木村孝良事務局長より、本総会の出席者数は268会員（参加者40会員、委任状102会員、議決権行使126会員）であり、会員総数439会員の過半数（220会員）を超えているので定款第13条の規程を満たし本総会が開会の条件を満足している旨が報告された。加えて本総会で集まった議決権数は552個であり、議決権総数839個の過半数（420個）を超え定款第17条に定められている議決に関する条件も満足している旨の報告があり開会となった。

開会にあたり、岡田弘晃会長（東京薬科大学名誉

教授）から以下の挨拶があった。

製剤機械技術学会は製剤機械技術研究会の権利、義務、財産の全てを承継し、研究会の全ての会員お



岡田弘晃会長

よび事業活動を引き継ぎ、平成23年9月1日に一般社団法人として設立登記し、岡田弘晃会長、山本恵司先生（千葉大学理事・副学長）、板井茂先生（静岡県立大学教授）の理事とし、中島新一郎先生（城西国際大学副学長）を監事として最小限の役員数で発足した。当初平成24年6月の総会を計画したが早期の開催の要請があったことや出来るだけ早く活動を始めたいこともあり、本日の臨時総会の運びとなった。本総会終了後には臨時の理事会を開催し、平成24年3月までの事業計画、予算の審議をしたい。このため、本総会において理事19名および監事1名の選任を行ないたい。なお、決算については平成24年6月に予定している総会において報告したい、と締めくくられた。

引き続き、定款第15条に従い岡田弘晃会長が議長となり議事に入り、議事録署名人として寺藺隆氏（中外製薬株）および生川雅彦氏（樋口商会株）が選出された。

〔第1号議案〕理事19名選任に関して岡田議長より、本学会は製剤機械技術研究会の会員などを引き継ぎ設立したので、理事候補者については研究会時の顧問ならびに常任委員を基本とした旨の説明があり、原案通り選任された。岡田議長から、理事会は設立時の3名および選任された19名の計22名の理事で構成し、事業計画ならび予算について審議、決定する機関であり年3回開催する予定であるとの説明があり、理事の方々に理事会への協力のお願いがあった。引き続き、〔第2号議案〕監事1名選任に関して岡田議長より、候補者には製剤機械技術研究会の活動にご尽力をいただいている旨の説明があり、原案通り選任された。岡田議長から学会が益々発展するように会員の協力への願いがあり、総会の議事は滞りなく終了した。

最後に、本学会理事の山本恵司先生（千葉大学理



山本恵司先生

事・副学長）より、岡田会長、役員および事務局の皆様が9月1日に一般社団法人製剤機械技術学会として滞りなく設立させ、設立総会の開催に至るまで大変な尽力をつくされたことに感謝していること、21年前の製剤機械技術研究会の設立において尽力をつくされ、並々ならぬ努力、大変ご苦勞をされた仲井由宣名誉会長（千葉大学名誉教授）に敬意を表し、大変ユニークな研究会として設立された製剤機械技術研究会が製剤機械技術学会として益々発展し、さらに新しい挑戦を行うことについて引き続き皆様のご協力をお願いしたいとの閉会の辞があり、総会を終了した。

本総会では、開会の条件である出席者数が従来は会員総数の「4分の1以上」であったが法人化されてからは「過半数」となり、議決においても議決権総数の過半数の出席が要件とされるなど厳格なものになると共に、出席できない会員の議決権行使の手段として議決権行使書による行使と共にインターネットによる行使も採用され、民間企業の株主総会と同じく法人として相応しい総会であった。